

# メール119利用案内書

このシステムは、聴覚または言語障害等により電話での119番通報が困難な方を対象に、携帯電話等のメール機能を利用して、消防車や救急車の出動要請が行えます。

利用を希望される方は、**事前の登録が必要**となりますので、メール119の登録方法をご確認ください。

## ●利用対象者

伊勢崎市、佐波郡玉村町に在住、勤務または通学されている方で、聴覚や言語に障害がある方に限ります。

## ●利用上の注意事項

- 1 利用できる場所は、伊勢崎市、佐波郡玉村町からの緊急通報に限ります。
- 2 まず、近くにいる人に助けを求めてください。他の方法により緊急通報することができない場合は、メールによる通報を行ってください。
- 3 メール119は、一般の電子メールサービスを使用した補助手段のため、遅延またはメールが届かない場合があります。
- 4 メール119番通報を受信した場合、消防車、救急車を出動させるとともに、「救急車が向かいました。」などのメールを返信いたします。この返信メールが届かない場合は、メールを再送信するとともに、近くの人に協力を求めるなど、他の方法で通報をしてください。
- 5 メール119の使用は、緊急時の通報に限ります。緊急時以外の問い合わせ等には応じられません。
- 6 聴覚または言語等に障害がある方からの通報受信専用のため、通報専用のメールアドレスは一般に公開しないでください。
- 7 登録者に対し、登録アドレスの有効性を確認するため、定期的（年2回）に消防情報を含めテストメールを送信します。その際、複数回にわたり登録者へメールが届かない場合及びファックス等で連絡がとれない場合は、緊急の連絡先に問い合わせることがあります。
- 8 メール119を利用する場合の通信利用料は、利用者負担となります。

## ●メール119登録方法

- 1 登録の申し込みは「メール119（利用・変更・中止）申込書」で行います。  
申込書は、消防本部、各消防署、各消防分署、伊勢崎市障害福祉課、玉村町健康福祉課にて配布しています。また、伊勢崎市のホームページからもダウンロードできます。
- 2 申込書の提出は、消防本部通信指令課へ直接持参してください。  
（受付は、平日の午前9時00分から午後5時00分となります。）  
なお、直接持参できない場合は、消防本部通信指令課へファックス又は郵送により提出してください。

### 3 登録の事前設定

消防からのメールは「〇〇〇〇@city-isesaki.jp」から送りますので、迷惑メール対策をされている方は、このメールを受信できるように設定してください。

※上記メールアドレスの「〇〇〇〇」部分は、登録申請した方へお知らせいたします。

設定方法は、契約プロバイダー又は各携帯電話会社にご相談ください。

### 4 消防本部からの返信

登録完了のお知らせを「〇〇〇〇@city-isesaki.jp」のメールアドレスで送信いたします。このメールアドレスはメール119通報に使用しますので、電話帳等に登録しておいてください。

なお、メールが届かない場合は、消防本部通信指令課へファックス等によりその旨を連絡いただくとともに、「〇〇〇〇@city-isesaki.jp」からのメールが受信可能であるか、迷惑メール対策の設定をご確認ください。

### 5 登録内容の変更及び利用中止

登録内容の変更または利用を中止する場合は、必ず「メール119（利用・変更・中止）申込書」に必要事項を記入の上、上記2と同様に提出してください。

#### ●メール119利用方法

災害発生時には、メール本文に以下の項目をご記入後、登録完了をお知らせした「〇〇〇〇@city-isesaki.jp」のメールアドレスにメール送信してください。

- ・ 火事か 救急か
- ・ あなたの居る場所（住所など）
- ・ あなたの居る場所の目標（目標となる建物）
- ・ 状況（例：台所が火事、お腹が痛い）
- ・ 電話番号

消防車両を出動させるとともに、受信確認のメールを返信いたします。

お問い合わせ窓口
消防本部通信指令課
〒372-0031 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目895
電話：0270-25-3510      ファックス：0270-25-3613
E-mail：tsushin@city.isesaki.lg.jp